

# 官報

号外 昭和三十五年四月二十六日

## 第三十四回国會議院會議録 第二十八号

昭和三十五年四月二十六日(火曜日)

議事日程 第二十四号

昭和三十五年四月二十六日

午後三時開議

第一 弁理士法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 地方公営企業法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の會議に付した案件

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八三号、参議院回付)

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第一 弁理士法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 地方公営企業法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

午後四時五分開議  
○議長(清瀬一郎君) これより會議を開きます。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(清瀬一郎君) お諮りいたします。

参議院から、内閣提出、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案、内閣提出第八三号、總理府設置法の一部を改正する法律案、内閣提出、電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律案、以上三案が本院に回付されております。この際、議事日程に追加して、右三回付案を順次議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

まず、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和三十五年四月二十日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 長瀬 一郎殿

(修正に係る条文を掲ぐ。小字及びびは修正)

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、昭和三十五年四月一日から施行する。

○議長(清瀬一郎君) 採決いたします。

本案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、参議院の修正に同意するに決しました。

總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八三号、参議院回付)

○議長(清瀬一郎君) 次に、總理府設置法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

總理府設置法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和三十五年四月二十日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 長瀬 一郎殿

(修正に係る条文を掲ぐ。小字及びびは修正)

附則

第十五条第一項の表中「農林漁業基本問題調査会」の項の次に次のように加える。

対外経済協力審議会	内閣總理大臣の諮問に依りて、対外経済協力に関する基本的かつ総合的な政策及び重要な事項を調査審議すること。
宇宙開発審議会	内閣總理大臣の諮問に依りて、宇宙の利用及び宇宙科学技術に関する重要な事項を調査審議すること。

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、昭和三十五年四月一日から施行する。

昭和三十五年四月二十六日 衆議院會議録第二十八号 電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律案(参議院回付)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

本案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、参議院の修正に同意するに決しました。

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(清瀬一郎君) 次に、電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律案の参議院回付案を議題といたします。

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和三十五年四月二十日

参議院議長 松野 鶴平  
衆議院議長 清瀬一郎殿

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、昭和三十五年四月一日から施行する。ただし、附則

第三項の規定は、公布の日から施行する。

3 電話設備費負担臨時措置法(昭和二十六年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「昭和二十六年三月三十一日迄電信電話設備の拡充のための第四条の二第一項、第四条の三第三項及び第三項、第四条の四、第五項並びに第五項の二第一項並行の日(昭和三十五年三月三十一日)に改める。

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、参議院の修正に同意するに決しました。

日程第一 弁理士法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(清瀬一郎君) 日程第一、弁理士法の一部を改正する法律案を議題といたします。

弁理士法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年三月十一日

参議院議長 松野 鶴平  
衆議院議長 清瀬一郎殿

弁理士法の一部を改正する法律案(大正十年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第一条中「特許庁ニ対シ為すべき事項ノ代理及其ノ事項」を「特許庁ニ対シ為すべき事項及特許、実用新案、意匠又ハ商標ニ関スル訴訟又ハ裁定ニ関シ通商産業大臣ニ対シ為すべき事項ノ代理並ニ此等ノ事項」に改める。

第三条第一号中「弁理士法」の下に「(昭和二十四年法律第二百五号)」を加え、同条中第二号を次のように改め、第三号を削る。

二 特許庁ニ於テ七年以上審判官又ハ審査官トシテ審判又ハ審査ノ事務ニ従事シタル者

第五条第三号中「免官若ハ免職」を「免職」に、「又ハ弁理士法ニ依リ除

名セラレタル者ニシテ免官、免職、業務禁止、登録ノ抹消又ハ除名」を「弁理士法ニ依リ除名セラレタル者又ハ税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第四十五条第一項若ハ第四十六条第一項ノ規定ニ依リ登録ノ取消ノ処分ヲ受ケタル者ニシテ免職、業務禁止、登録ノ抹消若ハ取消又ハ除名」に改める。

第六条第一項中「特許庁」を「弁理士会」に改め、同条第三項を次のように改める。

弁理士ノ登録ヲ受ケムトスル者ハ申請書ヲ弁理士会ニ差出スベシ

第七条を次のように改める。

第七条 弁理士会ハ前条第三項ノ申請書ヲ受理シタル場合ニ於テ登録ヲ受ケムトスル者ガ弁理士タル資格ヲ有スル者タルトキハ其ノ登録ヲ為シ弁理士タル資格ヲ有セザル者タルトキハ其ノ登録ヲ拒否スベシ

弁理士会ハ前項ノ規定ニ依リ弁理士ノ登録ヲ為シタルトキ又ハ其ノ登録ヲ拒否シタルトキハ其ノ登録ヲ以テ申請人ニ之ヲ通知スベシ

前項ノ規定ニ依リ登録ノ拒否ノ通知ニハ理由ヲ附スベシ

第七条の次に次の四条を加える。

一 登録抹消ノ申請ヲ為シタルトキ

二 死亡シタルトキ

三 弁理士タル資格ヲ具ヘザルカ又ハ具ヘザルニ至リタルトキ

四 弁理士会ヲ退会セシメラレタルトキ

弁理士会ハ第十九条ノ規定ニ依リ申告ヲ為シタル場合又ハ弁理士懲戒審議会ノ招集アリタル場合ニ於テハ通商産業大臣ノ処分アル迄前項第一号ノ規定ニ依リ登録ノ抹消ヲ為スコトヲ得ズ

第七条ノ三 弁理士会ハ前条第一項第一号、第三号又ハ第四号ノ規定ニ依リ弁理士ノ登録ヲ抹消シタルトキハ其ノ登録ヲ以テ通知スベシ

六十日以内ニ通商産業大臣ニ対シ  
文書ヲ以テ異議ヲ申立ツルコトヲ  
得

異議ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ  
且之ニ理由ヲ附スベシ

第七条ノ五 第六条乃至前条ニ定ム  
ルモノノ外弁理士ノ登録ニ関スル  
事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一条を次のように改める。

第十二条 弁理士会ハ弁理士ノ使命  
及職責ニ鑑ミ弁理士ノ品位ノ保持  
及弁理士業務ノ改善進歩ヲ図ル為  
弁理士ノ指導及連絡ニ関スル事務  
ヲ行フコトヲ以テ目的トス

第十四条第一項中「弁理士ノ風紀  
保持ニ関スル事項」を「弁理士ノ登録  
ニ関スル事項、弁理士ノ指導及連絡  
ニ関スル事項」に改める。

第二十二條ノ二第一項中「又ハ商  
標ニ関シ特許庁ニ対シ為スベキ事項  
ノ代理又ハ其ノ事項」を「若ハ商標ニ  
関シ特許庁ニ対シ為スベキ事項若ハ  
特許、実用新案、意匠若ハ商標ニ関  
スル訴訟若ハ裁定ニ関シ通商産業大  
臣ニ対シ為スベキ事項ノ代理又ハ此  
等ノ事項」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算  
して三月をこえない範囲内にお

いて政令で定める日から施行す  
る。

2 この法律の施行の際現に従前の  
規定により弁理士となる資格を有  
する者は、この法律の施行後も、  
なおその資格を有する。

3 従前の規定による弁理士登録簿  
の登録は、改正後の弁理士会（以  
下「新法」という。）の規定による弁  
理士登録簿の登録とみなす。

4 従前の規定により特許庁長官に  
差し出した申請書その他の弁理士  
の登録に関する書類は、新法の規  
定により弁理士会に差し出したも  
のとみなす。

5 従前の規定により特許庁長官が  
した弁理士の登録の拒否又は登録  
の抹消及びその通知は、新法の規  
定により弁理士会がしたものとみ  
なす。

6 この法律の施行の際現に弁理士  
の登録の拒否又は登録の抹消に関  
し通商産業大臣に提起されている  
訴訟は、新法の規定による異議の  
申立てとみなす。

7 特許庁長官は、従前の規定によ  
り特許庁に備えた弁理士登録簿そ  
の他の弁理士の登録に関する書類

を、弁理士会の求めにより、これ  
に引き継がなければならない。

8 この法律の施行に伴う弁理士会  
の会則の変更について必要な手続  
は、この法律の施行の日よりも前  
に行なうことができる。

9 登録税法（明治二十九年法律第  
二十七号）の一部を次のように改  
正する。

第七条ノ三の次に次の一条を加  
える。

第七条ノ四 弁理士登録簿ニ登録  
ヲ請フ者ハ金三千円ノ登録税ヲ  
納ムベシ

10 通商産業省設置法（昭和二十七  
年法律第二百七十五号）の一部を  
次のように改正する。

第四条第一項第四十六号を次の  
ように改める。

四十六 弁理士試験を行なうこ  
と。

○議長（清瀬一郎君） 委員長の報告を  
求めます。商工委員長中村幸八君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔中村幸八君登壇〕

○中村幸八君 たいだいま議題となりま  
した弁理士法の一部を改正する法律案

につきまして、商工委員会における審  
査の経過並びに結果の概要を御報告申  
し上げます。

現行弁理士法は大正十年に制定せら  
れ、以後、四十年近く経過し、最近に  
おける社会情勢及び科学技術等の著し  
い進歩に即応しない点が多々あるので

あります。去る三十一回国会において  
特許法等は全面的に改正せられたにも  
かかわらず、ひとり弁理士法のみが取  
り残されておりましたので、その根本  
的改正案を早急に提出することが懸案  
となつて今日に及んでいるのでありま  
す。かかる経過にかんがみ、政府にお  
いては弁理士法の全面改正を企図い  
たしておるのでありますが、今回は、  
さしあたり、当面支障を来たしておる  
諸点を改正するため本案が提出せられ  
たのであります。

次に、本案の内容について申し上げ  
ます。第一、弁理士の資格の特例に関  
する規定を整備したこと、第二、弁理  
士の登録に関する事務を弁理士会に移  
行したこと、第三、弁理士の業務を一  
部拡大したこと、等であります。

本案は、三月十一日参議院より送付  
せられ、同日当委員会に付託となり、  
直ちに池田通商産業大臣より提案理由  
の説明を聴取し、四月八日以降数次に

わたり慎重な審議を重ね、四月十五日  
質疑を終了、同月十九日、討論を行な  
わないで採決に付しましたところ、全  
会一致をもって可決すべきものと決し  
た次第であります。

次いで、本案に対し、自由民主党、  
日本社会党及び民主社会党より、政府  
は弁理士法の抜本的改正案を可及的す  
みやかに提出すべしとの附帯決議案が  
提出され、板川正吾君より趣旨の説明  
を聴取し、採決に付しましたところ、  
これまた全会一致をもって提案通りの  
附帯決議を付することに決した次第で  
あります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（清瀬一郎君） 採決いたしま  
す。

○議長（清瀬一郎君） 採決いたしました  
す。

○議長（清瀬一郎君） 御異議なしと認  
めます。よつて、本案は委員長報告の  
通り可決いたしました。

日程第二 地方公営企業法の一部  
を改正する法律案（内閣提出、  
参議院送付）

昭和三十五年四月二十六日 衆議院会議録第二十八号 弁理士法の一部を改正する法律案 地方公営企業法の一部を改正する法律案

昭和三十五年四月二十六日 衆議院會議録第二十八号 地方公営企業法の一部を改正する法律案

○議長(清瀬一郎君) 日程第二、地方公営企業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

地方公営企業法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年四月六日

参議院議長 松野 鶴平  
衆議院議長 清瀬一郎郎

地方公営企業法の一部を改正する法律

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「これらに附帯する事業を含む。」の下に「以下同じ。」を加え、同条同項の表中

水道事業	五十人
水道事業	五十人
工業用水道事業	三十人

改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項に定める場合を除くほか、次条から第六条まで、第十七条か

ら第三十五条まで、第四十条から第四十一条まで及び附則第二項から附則第四項までの規定(以下「財務規定等」という。)は、地方公共団体の経営する企業のうち前項の表の上欄に掲げる事業で、常時雇用される職員の数がそれぞれ二十人以上同表の下欄に掲げる数未満のものに適用する。

3 前二項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

第七条第一項中「置くことができる。」を「置くことができる。なお、水道事業及び工業用水道事業をあわせて経営する場合又は軌道事業、自動車運送事業及び地方鉄道事業のうち二以上の事業をあわせて経営する場合においては、それぞれ当該あわせて経営する事業を通じて管理者一人を置くことを常例とするものとする。」に改める。

第二十七條第一項に次のただし書を加える。  
ただし、管理者は、地方公営企業の業務の執行上必要がある場合

においては、次項の規定により当該地方公共団体の長が指定した金融機関に、当該地方公営企業の業務に係る現金の出納事務の一部を取り扱わせることができる。  
第三十條第二項中「最初に招集される」の下に「定例会である」を加える。

第三十條第二項中「最初に招集される」の下に「定例会である」を加える。  
第三十一条中「十日」を「二十日」に改める。  
第三十四条の次に次の一条を加える。

第三十四条の次に次の一条を加える。  
第三十四条の次に次の一条を加える。

(財務規定等が適用される場合の管理者の権限)  
第三十四條の二 第二条第二項又は第三項の規定により地方公共団体の経営する企業に財務規定等が適用される場合においては、管理者の権限は、当該地方公共団体の長が行なう。ただし、管理者の権限のうち当該企業の出納その他の会計事務及び決算に係るものについては、条例で定めるところにより、その全部又は一部を当該地方公共団体の出納長又は収入役に行なわせることができる。

1 この法律は、公布の日から施行(施行期日)  
附則

する。ただし、地方公営企業法第二条の改正規定及び同法第三十四条の次に一条を加える規定並びに附則第四項及び附則第五項の規定は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の地方公営企業法第二条第二項の規定により財務規定等の適用を受けることとなる水道事業又は工業用水道事業で常時雇用される職員の数が三十人未満のものを経営する地方公共団体は、条例で定める場合においては、同法同条同項の規定にかかわらず、昭和三十七年三月三十一日までの間は、当該事業に財務規定等を適用しないことができる。

(政令への委任)  
3 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方公営企業労働関係法の一部改正)  
4 地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。  
第三条第一項第七号中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改

する。ただし、地方公営企業法第二条の改正規定及び同法第三十四条の次に一条を加える規定並びに附則第四項及び附則第五項の規定は、昭和三十六年四月一日から施行する。

め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。  
七 工業用水道事業  
(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)  
5 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。  
第二条第二項第一号中「及び同法同条第二項」を、並びに同法同条第二項及び第三項に改める。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事額彌彌三君。  
〔報告書は會議録追録に掲載〕  
〔額彌彌三君登壇〕  
○額彌彌三君 ただいま議題となりました地方公営企業法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、地方公営企業の合理的かつ能率的な運営を助長するため、第一に、地方公営企業法の適用を受けざる事業のうち、水道事業から工業用水道事業を分離して独立の事業とし、常時雇用される職員の数が三十人以上の

工業用水道に本法を適用することとし、第二に、地方公共団体の経営する公営事業で、これまで本法の規定が適用されなかつた一定規模未満のものについても、常時雇用される職員の数が二十人以上のものには、企業会計方式によりする財務に関する本法の規定を適用することとし、第三に、二つ以上の事業をあわせ経営する場合、管理者を一人とする建前をとることとするなどの改正を行なうとするものであります。

本案は、三月四日本委員会に予備付託となり、三月八日石原國務大臣より提案理由の説明を聴取しましたが、四月六日日本付託となり、慎重に審議を行なひました。その詳細につきましてもは會議録によつて御承知いただきたいと存じます。

四月十九日、質疑を終了し、討論を省略して採決を行なひましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定しました。  
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これにて散会いたします。  
午後四時十四分散会

出席國務大臣

- 通商産業大臣 池田 勇人君
- 郵政大臣 植竹 春彦君
- 國務大臣 石原幹市郎君
- 國務大臣 中曾根康弘君

出席政府委員

- 總理府總務長官 福田 篤泰君
- 電氣通信監理官 松田 英一君

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、去る二十日、參議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とインドとの

間の協定の締結について承認を求めの件

一、去る二十日、參議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

公營住宅法の一部を改正する法律  
住宅地区改良法

四国地方開発促進法  
地方税法の一部を改正する法律

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律  
漁業協同組合整備促進法  
中小漁業融資保証法の一部を改正する法律

(政府委員承認)

一、去る二十一日、清瀬議長は、岸内閣總理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

- 農林大臣官 日比野健兒
- 房經理課長

(政府委員発令通知受領)

一、岸内閣總理大臣から清瀬議長宛、去る二十一日付議長において承認した日比野健兒を去る二十二日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(常任委員辞任)

一、去る十九日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

- 今松 治郎君 中川 俊思君
- 八田 貞義君 受田 新吉君
- 加藤 精三君 津島 文治君
- 三田村武夫君
- 地方行政委員
- 加藤 精三君 三田村武夫君
- 今松 治郎君 中川 俊思君
- 建設委員 武藤 武雄君

一、去る二十日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

議院運営委員 木下 哲君

一、去る二十三日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

議院運営委員 木下 哲君  
木原津與志君 小澤 貞孝君

(常任委員補欠選任)

一、去る十九日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

- 内閣委員
- 加藤 精三君 三田村武夫君
- 津島 文治君 門司 亮君
- 今松 治郎君 八田 貞義君
- 中川 俊思君
- 地方行政委員
- 今松 治郎君 中川 俊思君
- 加藤 精三君 三田村武夫君
- 建設委員 受田 新吉君

一、去る二十日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

議院運営委員 小澤 貞孝君

一、去る二十三日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

議院運営委員 田中織之進君 木下 哲君

(理事補欠選任)

一、去る二十二日、国土総合開発特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 島村一郎君(理事志賀健次郎君去る二十二日理事辞任につきその補欠)

(特別委員辞任)

一、去る十九日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

- 日米安全保障条約等特別委員
- 田中 稔男君 成田 知己君
- 一、去る二十日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
- 日米安全保障条約等特別委員
- 池田正之輔君 田中 龍夫君
- 野田 武夫君 福家 俊一君
- 古井 喜實君 竹谷源太郎君
- 綾部健太郎君 金丸 信君
- 徳安 實藏君 濱野 清吾君
- 松岡嘉兵衛君

官報(号外)

<p>一、去る二十一日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。</p> <p>日米安全保障条約等特別委員 池田 禎治君</p> <p>一、去る二十二日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。</p> <p>国土総合開発特別委員</p> <p>秋田 大助君 志賀健次郎君 丹羽 兵助君 坊 秀男君 松澤 雄蔵君 嶋田 宗一君 砂原 格君 高石幸三郎君 服部 安司君 毛利 松平君</p> <p>(特別委員補欠選任)</p> <p>一、去る十九日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。</p> <p>日米安全保障条約等特別委員</p> <p>滝井 義高君 井手 以誠君</p> <p>一、去る二十日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。</p> <p>日米安全保障条約等特別委員</p> <p>金丸 信君 松岡嘉兵衛君 徳安 實藏君 綾部健太郎君 濱野 清吾君 池田 禎治君 福家 俊一君 池田正之輔君 野田 武夫君 古井 喜實君 田中 龍夫君</p> <p>一、去る二十一日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。</p>	<p>日米安全保障条約等特別委員 竹谷源太郎君</p> <p>一、去る二十二日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。</p> <p>国土総合開発特別委員</p> <p>嶋田 宗一君 砂原 格君 服部 安司君 毛利 松平君 高石幸三郎君 秋田 大助君 志賀健次郎君 松澤 雄蔵君 丹羽 兵助君 坊 秀男君</p> <p>(条約提出)</p> <p>一、去る十九日内閣から提出した条約は次の通りである。</p> <p>国際法定計量機関を設立する条約の締結について承認を求めめるの件</p> <p>(議案提出)</p> <p>一、去る十九日議員から提出した議案は次の通りである。</p> <p>公職選挙法の一部を改正する法律案 (島上善五郎君外六名提出)</p> <p>政治資金規正法の一部を改正する法律案 (島上善五郎君外六名提出)</p> <p>衆議院議員選挙区審査会設置法案 (島上善五郎君外六名提出)</p> <p>一、去る十九日内閣から提出した議案は次の通りである。</p> <p>外務省設置法の一部を改正する法律案</p>	<p>国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案</p> <p>一、去る二十一日議員から提出した議案は次の通りである。</p> <p>最低賃金法案(大原亨君外十名提出)</p> <p>一、去る二十三日内閣から提出した議案は次の通りである。</p> <p>学校教育法等の一部を改正する法律案</p> <p>一、昨二十五日内閣から提出した議案は次の通りである。</p> <p>農地法の一部を改正する法律案</p> <p>農業協同組合法の一部を改正する法律案</p> <p>(議案受領)</p> <p>一、去る二十日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。</p> <p>消防法の一部を改正する法律案</p> <p>(条約付託)</p> <p>一、去る十九日委員会に付託された条約は次の通りである。</p> <p>国際法定計量機関を設立する条約の締結について承認を求めめるの件(条約第九号) 外務委員会 付託</p> <p>(議案付託)</p> <p>一、去る十九日委員会に付託された議案は次の通りである。</p>	<p>外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二二号)</p> <p>内閣委員会 付託</p> <p>一、去る二十日委員会に付託された議案は次の通りである。</p> <p>消防法の一部を改正する法律案(内閣提出第八二二号)(参議院送付)</p> <p>地方行政委員会 付託</p> <p>一、去る二十三日委員会に付託された議案は次の通りである。</p> <p>学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二二四号)</p> <p>文教委員会 付託</p> <p>一、昨二十五日委員会に付託された議案は次の通りである。</p> <p>最低賃金法案(大原亨君外十名提出、衆法第三四号)</p> <p>社会労働委員会 付託</p> <p>(議案送付)</p> <p>一、去る十九日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。</p> <p>日本道路公団法の一部を改正する法律案</p> <p>刑法の一部を改正する法律案</p> <p>建設省設置法の一部を改正する法律案</p>	<p>一、昨二十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。</p> <p>最低賃金法案(大原亨君外十名提出)</p> <p>(回付議案受領)</p> <p>一、去る二十日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。</p> <p>科学技術庁設置法の一部を改正する法律案</p> <p>総理府設置法の一部を改正する法律案</p> <p>電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律案</p> <p>(条約通知書受領)</p> <p>一、去る二十日、参議院において次の件を議決した旨の通知書を受領した。</p> <p>所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求めめるの件</p> <p>(議案通知書受領)</p> <p>一、去る二十日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。</p> <p>四国地方開発促進法案</p>
---	--	--	---	---

一、去る二十日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

公営住宅法の一部を改正する法律案

住宅地区改良法案

地方税法の一部を改正する法律案

放射性同位元素等による放射線障害

の防止に関する法律の一部を改正する法律案

漁業協同組合整備促進法案

中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案

る法律案

昭和三十一年四月二十六日 衆議院會議録第二十八号

明治三十五年第三種郵便物認可  
三月三十一日

四六六

定価	一部	十五円
<small>(但し良質紙は二十円)</small> <small>(送料共)</small>		
発行所		
<small>東京都新宿区市谷本村町一五</small> <b>大蔵省印刷局</b> <small>電話九段631三—五</small>		